

福島労働局発表



平成26年9月12日

担  
当

福島労働局 労働基準部

健康安全課長

伊藤 克義

安全衛生係主任

三瓶 詔宏

電話024-536-4603 (直通)

## 総合建設業者(ゼネコン)を対象とした県内初の

## 「死亡労働災害撲滅対策会議」を開催

～約40社、100名が参集予定～

福島県内の労災事故による死亡数は8月末で前年同期比9人増の24人となり、極めて憂慮すべき事態となっている。

このため、福島労働局(局長 引地睦夫)は、8月22日に福島労働局として初となる「死亡労働災害多発非常事態宣言」を発令するとともに、「死亡災害撲滅対策要綱」を策定し、同要綱に基づき、12月31日までの間、労働災害防止対策を強化しています。

今般、その一環として、次のとおり、福島県内で復旧・復興工事、除染作業等を行う総合建設業者(ゼネコン)に対し、労働災害防止対策を徹底するための会議を開催します。

**日時** 平成26年9月16日(火) 午前10時00分 より

**場所** ホテル福島グリーンパレス(福島市太田町13番53号)

**出席者** 福島県内で工事を行う総合建設業者(ゼネコン)約40社100名

※各社東北支店の安全担当部長、各現場の現場責任者等が出席予定

◎ 福島労働局としては初の総合建設業者(ゼネコン)を対象とした災害防止対策会議となる。

(別紙)

## 死亡労働災害多発非常事態宣言

福島労働局管内では、本年1月から7月末までの期間中に、労働災害により23名の労働者が亡くなっている。

これは、平成19年以来最多で、前年同期比で12人増加しており、極めて憂慮すべき事態である。

これ以上尊い生命が失われることがあってはならない。

このため、ここに「死亡労働災害多発非常事態宣言」を発令する。

福島県の着実な復興のためには、これを担うすべての労働者の安全と健康が確保されることが不可欠である。

事業者はもとより、あらゆる関係者が一丸となり、死亡労働災害の撲滅に向け、総力を挙げて取り組むよう要請する。

平成26年8月22日

福島労働局長 引地睦夫